

九電みらいエナジー株式会社「唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）  
設置計画に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和元年9月18日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書」について、九電みらいエナジー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、佐賀県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 佐賀県唐津市及び鎮西町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出力 : 27, 200 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成31年 1月31日
意見の概要等受理	平成31年 3月29日
佐賀県知事意見受理	令和元年 7月22日
環境大臣意見受理	令和元年 8月 9日
経済産業大臣勧告発出	令和元年 9月18日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内  
電話: 03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 騒音による影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、評価書作成までに、風力発電設備の機種を選定等について再検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、必要に応じて、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置の検討及び実施すること。

また、環境監視を適切に実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

### (2) 風車の影による影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、評価書作成までに、風力発電設備の機種を選定等について再検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、必要に応じて、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置の検討及び実施すること。

また、環境監視を適切に実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。